

平成18年度地区別懇談会 意見要望

6月に県内10地区で実施した組合代表者と中央会との地区別懇談会での意見要望の概要についてご紹介致します。

中央の景気回復は、地方においてその実感はなく、また、首都圏と地方の地域間格差が一層拡大する中、県内の景気回復は進展せず、中小企業者の経営環境は改善されない状況が続いています。

県内景気の早期回復、地域間格差の是正、規制緩和による大型店、アウトサイダー等との競争激化による県内中小企業経営の悪化への早期対応、特に、地方財政の逼迫による公共工事の減少、原油高騰、企業・業種間の競争への対応等について、多数の発言が寄せられました。

| | |
|-------------------|--|
| 二極化 | <ol style="list-style-type: none"> 1, 中央と地方の格差が進展し、県内中小企業者の経営環境は非常に厳しい。県内企業への支援策を願いたい。 2, 大手企業との価格競争はこれ以上対応困難。 |
| 原油価格 | <ol style="list-style-type: none"> 1, 燃料、原材料の高騰。銅は今年の2倍。 2, 燃料高騰を運送料に転嫁できない。 3, 国の早急な対応と中小企業者の対応支援策の創設。 |
| 金融 | <ol style="list-style-type: none"> 1, 商工中金の中小企業向け専門金融機関としての位置づけと存続。 |
| 官公需 | <ol style="list-style-type: none"> 1, 地元企業への優先発注 2, 官公需最低価格制限制度の一層の促進と最低価格の見直し 3, 発注契約に際し、資材の地元調達、下請け企業の地元選定の指導強化 4, 分離分割発注の促進 5, 実態に即した「総合評価制度」の設定 6, 県建設業アクションプランへの対応困難 7, 官公需適格組合証明のPRと有効性の向上 8, 県・市町村担当者への官公需組合適格制度の周知徹底 |
| 中心市街地・商店街 共同店舗 | <ol style="list-style-type: none"> 1, 改正法の実効的展開。 2, アーケードの老朽化、空き店舗対策を効果的に活用できる制度の検討 3, 行政担当者の着任期間の延長 4, 補助事業が早く着手できることと、対象経費の自由度を高めてほしい。 |
| 高度化 | <ol style="list-style-type: none"> 1, 既往借入の償還条件の緩和、金利負担の軽減 2, 高度化資金借り入れ手続きの簡素化 |
| 税制 | <ol style="list-style-type: none"> 1, ポイントカード・商品券の未引換分の収益計上時期の規定の廃止若しくは延長 2, 廃棄物中間処理業の軽油引き取り税の免税措置化 3, 消費税率引き上げ反対 |
| リサイクル | <ol style="list-style-type: none"> 1, 行政のリサイクル品利用実績の公表 2, 県認定のエコマーク商品の積極的利用、年間利用目標額の設定 |

| | |
|---------|--|
| 改正道路交通法 | <ul style="list-style-type: none"> 1, 適用除外業種、除外路線及び除外時間の設定 2, 消費者が敏感になり、来街者が減少し売上に影響（商店街） |
| 低価格化競争 | <ul style="list-style-type: none"> 1, 規制緩和による大型店出店、新規参入事業者、アウトサイダーが増加。 2, 公共工事減少に伴う県外業者のダンピングによる参入。 3, 企業間、業種間の価格競争が一層厳しい。公共工事については、地元優先措置の創設を願いたい。 |
| 組合運営 | <ul style="list-style-type: none"> 1, 組合員数減少、組合事業利用率が低下してきている。 組合事業の再構築について支援・アドバイスを期待 2, 組合員の後継者育成支援 3, 組合間、組合員間の連携支援 4, LLP、LLC、NPO 設立の支援 5, 市町村合併による組合合併等の支援 |

第 5 8 回中小企業団体全国大会のご案内

日時：平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日（木）

場所：東京都「渋谷公会堂」

全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、その決意を内外に表明すると共に、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展をめざします。

また、組織、金融、税制、労働及び商業の各分野別に専門委員会を設置し、中小企業の要望等を取りまとめ、その実現に努めるとともに、中小企業者の意見が施策に反映されるよう努めます。

第 3 2 回中小企業団体岩手県大会のご案内

日時：平成 1 8 年 9 月 2 0 日（水）午後 2 時～ 会場：盛岡市 ホテル東日本

大会プログラム

- | | |
|------------|------------|
| 1, 開会宣言 | 7, 大会宣言 |
| 2, 主催者あいさつ | 8, 特別決議 |
| 3, 表彰 | 9, 万歳三唱 |
| 4, 来賓祝辞 | 10, 閉会宣言 |
| 5, 議長選出 | 11, 記念パーティ |
| 6, 議事 | |



平成19年4月1日施行

「中小企業等協同組合法の一部改正」に係る実態調査へのご協力をお願い

前回、本誌7月号において「会社法施行に伴う中小企業等協同組合法等の改正」についてお知らせいたしました。更に本年6月9日の国会で「中小企業等協同組合法の一部改正」(平成19年4月1日施行)が成立しました。

つきましては、法改正施行にあたり、経済産業省及び県により県内の全ての組合を対象とした実態調査が行われます。各振興局より組合へ送付されますのでご協力の程何卒宜しくお願いいたします。なお、調査項目につきまして下記改正事項に関連する内容となります。

平成19年4月1日施行 中小企業等協同組合法の改正**(1) 事業運営の規律強化に関する措置****組合全般を対象とした措置**

- ・ 役員資格要件の創設(第35条の4)
会社法の規定に違反し、刑の執行から2年を経過しない者等の役員就任の禁止
- ・ 役員任期の変更(第36条)
理事は3年以内から2年以内へ、監事は3年以内から4年以内へ
- ・ 監事に業務監査権を付与(第36条の3,6)
大規模組合(組合員数1,000人以上)以外は定款の定めにより監事の監査権限を会計監査に限定することができる
- ・ 理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備(第36条の3)
- ・ 監査権限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備
- ・ 監査権限定組合における組合員による理事会の招集
理事が組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した際の報告義務、理事の行為に対する差止請求、理事会の開催請求等
- ・ 監事に対する理事会議事録への署名の義務付け(第36条の7)
- ・ 理事と組合の利益相反取引(理事の借入金債務の債務保証等)の制限(第38条)
- ・ 役員損害賠償責任の免除(第38条の2)
- ・ 決算関係書類、事業報告書の作成・保存期間(10年)の明記等
- ・ 会計帳簿の保存期間(10年)の明記及び閲覧要件の緩和(第40、41条)
会計帳簿の閲覧を求めるのに必要な組合員数の引き下げ(10分の1から100分の3へ)
- ・ 総会における理事及び監事の説明義務(第53条の2)
- ・ 会計原則に関する規定の整備(公正妥当な会計慣行に従う)(第57条の5)

大規模な組合(組合員数1,000人超)だけに係わる措置

- ・ 監事の権限強化(監事に業務監査権を付与)(第36条の3)
- ・ 員外監事制度の義務化(第35条)
- ・ 余裕金の運用制限の導入(外債購入等、投機的な資産運用を防止。具体的には省令で規定)(第41条)

(2) 中小企業組合による共済事業(保険事業)の健全な運営を確保するための措置

共済事業を実施する組合に対しては、事業規模の拡大、共済事業内容の複雑化、保険業法の改正等を踏

まえ、共済事業の健全性確保のための様々な措置が実施されます。共済事業を実施する大規模な組合に対しては更に厳しい措置が上乗せされます。

(共済規定の認可、会計監査人による外部監査の義務化、共済経理人の選任等)

同法律によって、「中小企業等協同組合法」のほか、「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」「輸出入取引法」「輸出水産業の振興に関する法律」「鉱工業技術研究組合法」の一部が改正されます。施行は平成19年4月1日です。(経過措置のある条項もありますので、詳細は別途ご案内いたします。)

『中小企業等協同組合法の解説(改訂版)』発行のお知らせ

5月1日の「会社法」施行に伴い、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)」によって改正され、また、前述の改正予定を加味し最新の「中小企業等協同組合法」の条文、その解説、改正後の政令・省令、これらの改正を踏まえて改定した「中小企業組法定款参考例」を掲載しております。

発行日:平成18年8月8日

編集:全国中小企業団体中央会 A5判 513ページ

価格:4,725円(税込み)

お申し込み:発行:本会総務企画部宛 TEL019-624-1363 F A X019-6241266

整備法による主な改正条文(平成18年5月1日施行済み)

- 1, 任期伸長規定の導入(第36条)
- 2, 理事会の定足数、書面又は電磁的方法による理事会決議の容認等(第36条の6)
- 3, 理事会議事録の作成方法等(第36条の7)
- 4, 総会議事録の作成方法等(第53条の3)
- 5, 代表理事(第36条の8)
- 6, 役員損害賠償責任(第38条の2~第38条の4)
- 7, 組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等(第10条の2)
- 8, 定款の記載・記録事項(第33条)
- 9, 定款の備置き及び閲覧等(第34条の2)
- 10, 組合と役員との関係(第35条の3)
- 11, 役員残任義務(役員に欠員を生じた場合の措置)(第36条の2)
- 12, 理事の忠実義務(第36条の3)
- 13, 会計帳簿等の作成及び閲覧等(第41条)
- 14, 役員改選(リコール)(第42条)
- 15, 臨時総会招集請求(第47条)
- 16, 総会の招集(第48条)
- 17, 総会招集の手続き(第49条)
- 18, 延期又は続行の決議(第53条の2)
- 19, 合併の規定の整備(第63条)

平成18年度改正法によるガバナンス向上のための主な改正条文(平成19年4月1日施行)

1, 組合全般に係る措置

- (1) 役員任期の変更(第36条)
- (2) 理事による利益相反取引の制限(第38条)
- (3) 監事の権限の限定(第36条の3)
- (4) 監査権限限定組合における理事、組合員等の権利義務に関する規定の整備(第36条の3)
- (5) 監査権限限定組合における組合員の権利に関する規定の整備(第41条)
- (6) 会計帳簿の保存義務及び閲覧請求に関する規定の整備(第41条)
- (7) その他
監事に対する理事会議事録への署名の義務づけ(第36条の7)
役員損害賠償責任の免除に起案する規定の整備(第38条の2)
会計原則に関する規定の整備(第40条)
決算関係書類等に関する規定の整備(第40条)
役員資格要件の創設(第35条の4)
総会における理事及び監事の説明義務の創設(第53条の2)

2, 大規模な組合だけに上乗せする措置

- (1) 監事の権限強化(第36条の3)
- (2) 員外監事制度の導入(第35条)
- (3) 理事、監事及び組合員の権利義務に関する規定の整備(第36条の3)
- (4) 余裕金の運用制限の導入(第57条の5)

商工組合中央金庫貸付制度のご紹介

～ものづくり基盤技術高度化支援貸付創設～

商工中金では、中央会との緊密な連携をもとに会員組合、新設組合を対象とした貸付制度を用意しております。具体的な貸付制度の概要及びこれまでの利用実績をご紹介します。

1. 『会員組合・組合員に対する貸付』

| | |
|--------|---|
| 貸付対象 | 中央会が推薦した組合の組合員で組合員暦3年以上の法人の皆様 |
| 資金用途 | 運転資金 |
| 貸付限度 | 1社あたり30百万円以内(百万円単位)(ただし、直近の決算における平均月商額以内) |
| 貸付利率 | 商工中金所定の審査による利率(固定/変動金利)(商工中金の同種商品に対し、0.1%の優遇) |
| 貸付期間 | 3年以内(据置なし、特に必要な場合6ヶ月以内) |
| 担保・保証人 | 無担保、原則代表者1名 |

推薦組合実績:

平成18年5月現在、30組合(本県を含む)

2. 『ものづくり基盤技術高度化支援貸付』

6月13日「中小ものづくり高度化法」が施行されたことに伴い、『ものづくり基盤技術高度化支援貸付』を創設した。

対象は、同法の認定事業者、中小企業庁の「元気なものづくり中小企業300社」に選出された事業者、ものづくり施策を行っている自治体等の認定を受けた事業者、ものづくり技術の伝承のための取り組みを行う事業者、産学連携により技術開発を行っている事業者などで、一定の要件に該当する場合、所定の金利から0.1%から0.2%の金利優遇措置を受けることができる。

| 項目 | 5年固定貸付 | 10年固定貸付 | 変動貸付(当初10年固定) |
|------|--|---------------|----------------------------|
| 資金用途 | 基盤技術の高度化への取り組みや事業拡大に必要な設備資金、運転資金 設備資金 (1)生産能力拡大のための設備投資 (2)基盤技術高度化により、新分野進出を図るための設備投資 (3)基盤技術高度化により、その成果物の生産のための設備投資 (4)基盤技術高度化により、新市場への進出や販売能力増大のための設備投資 (5)研究開発のための設備投資 (6)技術継承のため、例えば、高齢者の受入を図るための作業環境改善設備、研修用施設設置などの設備投資 運転資金 (1)基盤技術の高度化に必要な設備を賃借するために必要なリース資金(1年分に限り) (2)基盤技術高度化のために、必要となる研究開発費 (3)基盤技術高度化成果物の拡販のために必要となる運転資金 (4)国の戦略的基盤技術高度化支援事業における研究開発委託金交付までのつなぎ資金 | | |
| 貸付形式 | 証書貸付、手形貸付(つなぎ資金の場合) | | |
| 貸付期間 | 5年以内 | 10年以内(据置2年以内) | 15年以内(据置2年以内) |
| 貸付利率 | 所定利率(5年固定) 注:優遇措置あり | 所定利率(10年固定) | 当初10年固定 11年目以降、5年ごとに見直し |

3、『新設組合に対する貸付』

推薦組合実績:平成18年5月現在、全国で105組合

134件、784百万円の実績

組合種類:事業協同組合:65組合、協業組合:3組合、企業組合:37組合

貸出金額:百万円未満:52件、5～10百万円未満:42件、10百万円以上:30件

主な資金使途

組合事務所等建設費、事務機器他設備購入費、出店資金、家賃、人件費、宣伝広告費、仕入、在庫資金、研究開発資金、システム開発費等

| | |
|--------|---|
| 貸付対象 | 新設組合(設立5年以内の方)のうち、中央会からの推薦がある組合 |
| 資金使途 | 設立もしくは設立後の事業の継続・拡大等により、必要となる設備資金、長期運転資金 |
| 貸付限度 | 1組合あたり10百万円以内 |
| 貸付利率 | 長期プライムレート以上(固定金利) |
| 貸付期間 | 3年以内(据置6ヶ月以内) |
| 担保・保証人 | 原則無担保、原則組合役員 |

4、『地域再生・活性化にかかる総合支援』

経済産業局・地方公共団体・中央会・商工会議所・商工会・地域金融機関等と連携しながら、設備資金・運転資金の融資及び信用補完制度等を行います。

| | |
|--------------------------|---|
| 経済特区 | 経済特区の認定を受けた特定地域・業種・事業者への支援 |
| 地公体施策 | 地公体が地域経済の再生・活性化のための計画・立案している施策に関する事業を営む事業者への支援 |
| 地域再生計画 | 地域再生計画に関する事業を営むもので事業を行うことにより地域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼす事業者への支援 |
| 地域産業集積活性化法・中心市街地整備改善活性化法 | 地域産業集積活性化法に基づく特定地域で特定業種・特定事業を行い技術高度化・特定分野進出を行う事業者及び中心市街地の整備改善・商業等の活性化に資する事業を行う事業者への支援 |
| JAPAN ブランド育成 | JAPAN ブランド育成支援事業採択案件に関する事業を営む事業者への支援 |
| 基幹産業・地場産業への支援 | 支店が独自に地域再生・活性化に資すると判断し取り組む基幹産業・地場産業等の個別事業者への支援 |

5、『女性の社会進出総合支援』

女性の社会進出を支援するために、女性起業家、女性の社会進出に貢献している事業を営む皆様を対象に総合的に支援します。

対象資金:下記取り組みに必要となる設備資金・運転資金

女性による起業(創業7年以内)

女性の社会進出促進効果がある事業(家事・育児関連事業、介護・福祉関連事業等)への取り組み

女性従業員、男女雇用機会均等等への配慮

今回ご紹介する貸付制度につきましては、本会あるいは商工組合中央金庫盛岡支店までお問い合わせ下さい。

ホームページ<http://www.shokochukin.go.jp/>

盛岡支店TEL 019 - 622 - 4185

「アライアンス企業連携ひろば」会員登録のご案内

「アライアンス企業連携ひろば」について

本会ではインターネット上に企業間のネットワーク・コミュニケーションの場を提供し、企業連携による経営革新や販路拡大を支援することを目的に「アライアンス企業連携ひろば」というホームページを運営しております。

企業が事業活動に必要な全ての経営資源を自社で保有することは、非現実的かつ非効率的です。自社の強み（得意な製品・特徴のある技術等）に特化し、弱い部分は他企業との連携等により補完していくことが肝要であると思えます。

そのために、自社の弱みは他社にサポートしてもらい、逆に自社のもっている強みで他社をサポートしていくような関係を構築することが、共に発展していくことに繋がると確信しております。

現在、「アライアンス企業連携ひろば」には約160社等の県内外の中小企業の皆さんに登録いただいております。会員登録されますと、会員企業が自社の業務内容や受発注等の情報発信をインターネット上で行うことが可能となります。

また、登録情報の中から「地域」、「業種」、「シーズ（各企業が提供できる技術・商品・サービス）」、「ニーズ（各企業が求めている技術・商品・サービス）」といったカテゴリで企業検索することが可能となっております。

加えまして、企業経営強化に向けた各種セミナー、補助金、融資制度等の情報も随時提供しております。

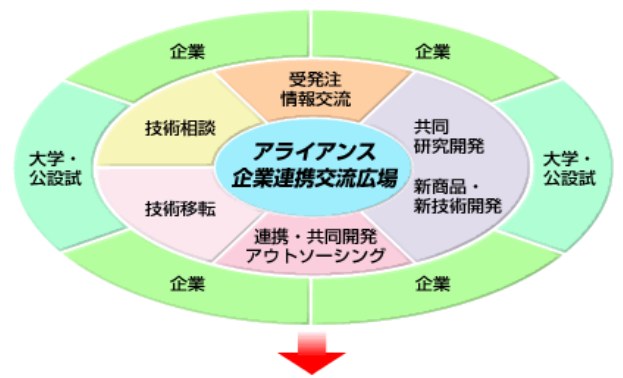
登録料、会費等は一切無料でございますので、是非会員登録をして、企業活動にご活用いただけますよう傘下組合員の方々へもご紹介をお願い申し上げます。

アライアンス企業連携ひろば URL

<http://www.allianceworld.net/>



「アライアンス企業連携ひろば」ホームページ画面



「アライアンス企業連携ひろば」の目指すイメージ

「アライアンス企業連携ひろば 企業連携レポートblog」を新設

「アライアンス企業連携ひろば」では、今年度より「企業連携レポートblog」を新設いたしました。

このブログでは「マーケティング」、「金融サポート」、「経営革新」、「経営戦略」、「新会社法」、「新連携」、「おすすり書籍」等のカテゴリに分かれており、それぞれのカテゴリに関連する、日々公開されている様々な施策の情報やその活用事例、活用案などを中央会スタッフがレポートする形になっております。

是非、一度覗いてみてください。



「企業連携レポートblog」画面

雫石町

- Town Information -

雫石町は登山のメッカ、十和田八幡平国立公園の南玄関です。北の岩手山、西には花の山駒ヶ岳、高層湿原の千沼ヶ原池塘群など縦走コースの峰々には自然の美観・奇観が多く、雲の上に絶景が拓けています。

岩手山麓から流れ出る清流葛根田川、変化に飛んだ溪相が約 10 km に亘り続く葛根田渓谷の新緑や紅葉は絶景です。水量豊かな清流は白鳥の飛来地として有名な水と森の楽園・御所湖を擁する雫石川に注がれます。

小岩井農場の広大な牧草地の中にすっと立つ“一本桜”は残雪の岩手山を背景に望む見事な樹姿で季節ごとに趣を見せ岩手のシンボルとしても知られています。来年 4 月スタートの NHK 連続ドラマ小説『どんと晴れ』では、故郷を想う重要なスポットとして放映の予定です。

雫石は雄大な岩手山のすそ野に広がる“水と緑のきれいなふるさと”です。



メモ 人口 19,227人 面積 609.01km²
URL <http://www.town.shizukuishi.iwate.jp>

『軽トラック市』を通じた魅力づくり

雫石中心商店街(よしゃれ通り)では、TMO 構想の重点事業のひとつとして、『軽トラック市』を平成 17 年度から実施しています。18 年度は 5 月から 11 月の第 1 日曜日に県道約 470m を歩行者天国にして、約 50 台を片側車線に並べ、軽トラック(事前登録)の荷台で採れたて新鮮な野菜や果物、加工品、手工芸品、特産品、リサイクル品等の販売を行っています。町内のみならず、西和賀町、遠くは沿岸方面からの出店者もあります。『軽トラック市』開催により、1 回あたり約 2,500 人の来場者があり商店街に新たな賑わいが創出され、商業者の商売に対する意欲の向上や売上を増やすための創意工夫にもつながっています。

『市』に合わせて商店街の商店によるバーゲンセール、空き店舗を利用した「まちの駅ばらっと」「お休み処ぺこっと」の運営、イベントの開催など街なかの新たな魅力づくりをめざした活動が進められています。



URL <http://www.shokokai.com/shizukuishi/>

山と牧場といて湯の町

雫石町は湯治場としても名を馳せた鶯宿温泉、国見温泉など温泉の宝庫です。しかも、源泉によって泉質がまったく違う、味わいに満ちた名湯・秘湯が 12 もあります。すべてが芽吹く春、グリーンシャワーに包まれる夏、山全体が染まる秋、雪に雑音が吸い込まれる冬・・・季節ごとの変化に富んだ景色を楽しみながら浸る、自然効能 100% の出湯のはしごも堪能できます。特に露天風呂は溪流のせせらぎや野鳥のさえずりが爽快です。

小岩井農場では季節ごとに表情を変える自然を満喫。春はミズバショウや桜、夏は森林浴や柳川観察、秋は紅葉、冬は『岩手雪まつり』がまきば園を舞台に繰り広げられ、多くの観光客や親子連れなどでにぎわいます。

また、古くから唄い継がれた名調子に合わせ、雫石あねっこ達がメインストリートを練り歩く『雫石よしゃれ祭』(8/15)、唄と踊りの『南部よしゃれ全国大会』(8/27)など、素朴であたたかい伝統行事が開催されます。

雫石町は、観光客が年間 292 万人も訪れる観光スポット “まるごと自然の博物館” です。

緑が香る牧場、風が渡る高原、山あいの湯煙、それらを包み込む青空は“心の原風景”に・・・。

岩手県中古自動車販売商工組合

理事長 高橋 保 組合員数 66名 設立 昭和54年10月
 住所 紫波郡矢巾町流通センター南 2-8-3 岩手県自動車会館2F 電話 019-605-7231

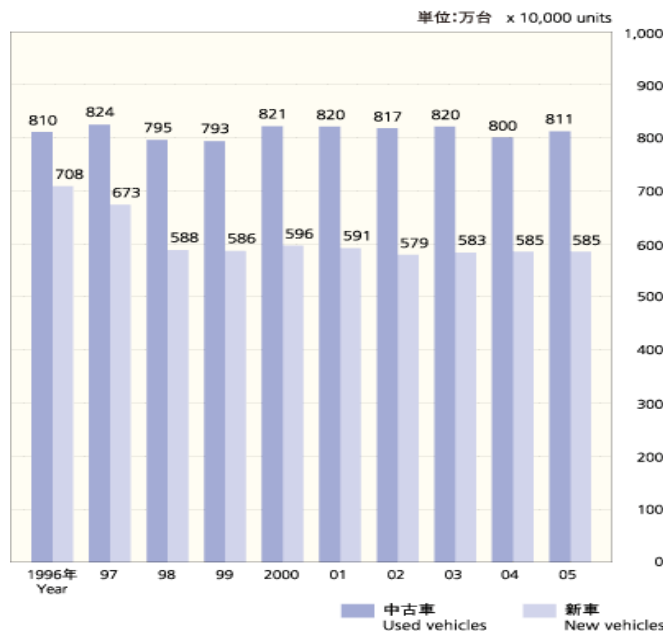
オークション ～ 消費者ニーズに対応・信頼される中古自動車の流通システム ～

自動車販売動向では、新車販売（軽除く）がここ数年低迷、昨年度は400万台を切り最盛期の2/3まで減少、中古車への消費者の要望が広がりをみせております。

消費者の皆様が中古自動車を購入したい場合には、専門販売店等を訪れると思いますが、消費者の購入ニーズは多種多様です。（メーカー・車種・色・価格・装備など）

これら消費者のニーズに的確にお応えするため、各県商工組合は常設のオークション会場を設置、東京方面では1会場5,000台に近い台数を売買するところもありますが、このオークションは組合員が主体となり運営を行っております。また、このオークションシステムを介したものは、その後も統一された正確なデータ管理のもと流通がなされることで不当販売防止にも一役かっており、販売店はこのシステムを利用して中古自動車を仕入れることにより、お客様に信頼される「商品自動車」を迅速に提供できることとなります。

新車・中古車別四輪車販売台数の推移



春・秋 中古車ピックフェア・大中古車市

～ 岩手日報・IBCテレビ・テレビ岩手との共催～

JU岩手が運営主体となり、毎年春・秋に中古車フェア、中古車市を盛岡、北上、前沢、一関、宮古等にて開催しております。厳選された商品をそろえ、毎年多数のお客様にご来場いただいております。

岩手県中古自動車販売商工組合 理事長 高橋 保 氏

(JU(社)日本中古自動車販売協会連合会理事・岩手県中古自動車販売協会会長)

自動車業界が日本の高度経済成長に果たした役割は非常に大きなものがあり、業界の一員として仕事に対する誇りを持っております。JUは、消費者に対する信頼の獲得と社会的に認知される業界にするため、日本で唯一行政から認可を受けている(社)日本中古自動車販売協会連合会と各都道府県に販売商工組合を立ち上げたのが始まりで、本年創立35周年・全国11,000社で構成されている団体です。

当県商工組合は現在66社が加盟、加盟店すべてが(社)自動車公正取引協議会にも入会しており、自動車販売に関する規約・法令の指導・遵守徹底等を受けながら公正・適正な販売に日々心がけております。

組合事業としては、前述のオークション事業・小売振興事業の他、春と秋の年2回信販会社と提携した金融キャンペーンを行う金融事業の3つが主体となり、各事業で得る手数料等で組合を運営しております。

今後の組合・業界の方向性として、景気回復が言われている今、岩手県内の経済状況は未だ厳しい状況下であり、新車販売においても苦戦しております。だからといってこれからも、一発逆転などと「背伸び」をせずに、自分の仕入資金に見合った商品構成で、背丈にあった経営をすることが大切なことだと認識しております。私も団体の長として組合員や若い経営者の皆さんと同じ目線で話をし、少しでも団体・業界のお役に立てるようにより一層頑張っていきたいと思っております。

余談ですが、自分にいかに厳しく・いかに我慢強くなれるか試すため6月22日から7月9日までの18日間をかけて、東海道五十三次（東京・日本橋から京都・三条大橋まで、510km）を、一切乗り物を使わずに、ただただ歩き続けて踏破・目的を達成してきました。大変つらい毎日ではありましたが、このとき「商売も良いときばかりではありません。辛さを耐え我慢することも大切だ。」と改めて痛感した旅となりました。



景況感は上向きで推移 (平成18年6月)

全体の概要

6月は、前月の大型連休・桜の開花等の好要因が少なく、よって前月に比べると全ての指標が減少を示した。ただし、全体の景況DI値は30であり、昨年同月景況DI値56と比べると確実に景気が改善しつつあることを示している。原油高騰等の要因により、業種や地域等によって景況感に開きはあるものの基調としては上向きで推移している。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

リテール・卸部門、学校給食ともピークを迎える。気温などの製造条件も良いので、良質のパンができる月である。しかしながら最近では前年実績を割っている状況。機をとらえて引き戻しを図りたい。

漬物製造業

量販店・百貨店等の小売業種はイベント等の拡売政策も少なく、売上は横這いであり中元・夏季商戦の準備段階といった月であった。

木材・木製品製造業

針葉樹チップは製材から発生する背板チップが順調なため、原木切崩チップの受入が制限されたが、総体的には計画通りの受入である。

窯業・土石製造業

今月も全県で127%と予想外の需要が続いている。これは公共事業の繰延分と民需が堅調なためである。県内地区別で100%を割ったのは、沿岸地区、県北地区のみである。しかしこの状態が今後も続くとは思われない。4~6月の増加は特異な状況。

鉄鋼金属製造業

県内工事は民間工事がいくらか出ているものの、

官工事は全くない。民間工事も管外業者で占められ、地元業者は見積りも出させてもらえない。もっと地元業者を使ってもらいたい。

野菜果実卸売業(盛岡市)

取扱数量は前年同月比92.7%(4,860t)、取扱金額は同108.1%(1,053百万円)、トン当り単価は同116.6%(217千円)。

自動車小売業

新車の県内登録台数(軽除き)は、対前年比96.5%。軽自動車は好調。

商店街等(盛岡市)

6月1日の道路交通法一部改正により車の来街者が減少した。街に車で行くのと罰金が取られるとの認識が芽生えれば売上減少に拍車がかかりそう。

旅館業

前月の大型連休以降、低調な業況。中高年層対象の企画旅行等の伸びに期待したい。

板金工事業

メーカーからの資材供給は安定しつつあるが依然として建築物件少なく、それにより工事単価の下落もなかなか戻らず、よって利益確保が困難になっている。

前年同月(平成17年6月)との数値の比較

17年6月の景気動向

| | 売上高 | | | 収益状況 | | | 資金繰り | | | 業界の景況 | | |
|------|-----|----|----|------|----|----|------|----|----|-------|----|----|
| | 増加 | 不変 | 減少 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 |
| 製造業 | 4 | 6 | 10 | 2 | 9 | 9 | 1 | 11 | 8 | 1 | 8 | 11 |
| 非製造業 | 3 | 12 | 21 | 0 | 13 | 23 | 0 | 21 | 15 | 0 | 12 | 24 |
| 計 | 7 | 18 | 31 | 2 | 22 | 32 | 1 | 32 | 23 | 1 | 20 | 35 |

18年6月の景気動向

| | 売上高 | | | 収益状況 | | | 資金繰り | | | 業界の景況 | | |
|------|-----|----|----|------|----|----|------|----|----|-------|----|----|
| | 増加 | 不変 | 減少 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 | 好転 | 不変 | 悪化 |
| 製造業 | 6 | 8 | 8 | 3 | 11 | 8 | 1 | 15 | 6 | 2 | 13 | 7 |
| 非製造業 | 9 | 13 | 16 | 1 | 21 | 16 | 0 | 28 | 9 | 2 | 21 | 15 |
| 計 | 15 | 21 | 24 | 4 | 32 | 24 | 1 | 43 | 15 | 4 | 34 | 22 |



【組合運営Q & A】

本欄では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q&A 1

Q . 中協法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければその効力を生じない」と規定されているが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可をしたときであるか、あるいは組合が変更決議をしたときに遡及するか。

A . 定款変更の効力は、行政庁が認可をしたときに発生し、組合が定款変更を議決したときに遡及しないものと解する。

なお、効力発生時期をさらに厳密に言えば、定款変更の認可は、行政処分であるから、行政庁において決裁を得た日又は認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到着したときから効力が発生することとなる。

Q&A 2

Q1 . 法令の改廃により既存の定款の規定が当然に変更される場合の定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の決議を経ないでこれを変更することができるか？

Q2 . 事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款規定の中で事実基礎を有するものは、その事実の変更により定款を変更する場合には、上述の理由により、総会の決議を必要としないか？

A . 法令の改廃による定款変更であっても総会決議並びに行政庁の認可は必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解する。